

復興庁行政事業レビュー行動計画

平成 25 年 5 月 30 日
平成 26 年 4 月 9 日改訂
平成 27 年 4 月 30 日改訂
復興 庁

I 目的

この計画は、予算の支出先や用途の実態把握、自己点検等を行い、予算要求段階から予算編成過程を国民に開示するために実施する行政事業レビュー（以下「レビュー」という。）について必要な事項を定め、事業目的に即した予算の企画・立案、予算要求及び予算執行を図ることを目的とする。

また、国からの資金交付により新設又は積み増し（以下「造成」という。）された基金（以下「基金」という。）については、適正かつ効率的に国費を活用する観点から、執行状況等を継続的に把握し、使用見込の低い資金は返納するというPDCAサイクルを確立していくことが重要であることから、必要な事項を定め、レビューの枠組みの下、基金の適切な管理を図ることを目的とする。

II レビューの取組体制

復興庁におけるレビューは、復興庁行政事業レビュー推進チーム（以下「チーム」という。）を中心とした以下の体制で実施する。

統括責任者：統括官

副統括責任者：統括官付審議官

メンバー：統括官付参事官（予算・会計担当）、統括官付参事官（総括担当）、
統括官付参事官（政策評価担当）

III 事業の点検等

1. レビューシートの作成及び中間公表

(1) 事業単位の整理

チームは、毎年4月下旬を目途に、前年度に復興庁において計上した事業（事務的経費、人件費等は除く。）について、点検の対象となる事業の単位を整理する。

(2) レビューシートの作成及び中間公表

① レビューの対象となる事業（以下「レビュー対象事業」という。）については、当該事業を所管する参事官等（以下「事業所管部局」という。）が、事業の単位ごとに内閣官房行政改革推進本部事務局（以下「事務局」という。）の示す様式に従って「行政事業レビューシート」（以下「レビューシート」という。）を作成する。一括計上事業については、関係府省において当該事業を執行する局部課等（以下「関係府省」という。）の協力を得てレビューシートの作成を行う。

② レビューシートの作成に当たっては、国民に分かりやすい記載に努め、必要に

応じて事業内容の理解に資する資料を適宜添付する。

- ③ レビューシートの作成に当たっては、事業所管部局等は、予算の支出先、使途といった実態や成果を踏まえ、事業の厳しい点検を行い、その点検結果をレビューシート(事業所管部局による点検欄まで)に記載する。適切な記入及び厳格な自己点検が行われているかについて、復興庁予算・会計班において確認を行う。
- ④ 作成されたレビューシートは、それぞれ次に掲げる期限までに復興庁ホームページ(以下「ホームページ」という。)において公表するものとする。
 - i) 公開プロセスの対象となるレビュー対象事業 公開プロセス開始日の10日前
 - ii) 公開プロセスの対象とならないレビュー対象事業 毎年7月上旬

(3) 新規開始事業及び新規要求事業の取扱い

当該年度から開始された事業(以下「新規開始事業」という。)及び次年度概算要求において新規に要求する事業(以下「新規要求事業」という。)についても、国民に対する情報開示及びレビューによる点検結果の概算要求への反映状況の検証等に活用するため、レビューシートに事業の目的、概要、成果目標などの記入可能な事項を記入するものとする。新規開始事業のレビューシートについては、毎年7月上旬までにホームページにおいて公表するものとする。

2. 外部有識者及びチームによる事業の点検

(1) 外部有識者による点検

チームは、当該年度に新規に開始した事業等、外部の視点を活用したレビューの実施が必要と判断した事業(以下「外部有識者点検対象事業」という。)について、別途指名する外部有識者によって構成される「復興庁行政事業レビュー外部有識者会合」(以下「外部有識者会合」という。)を設置し、点検を求める。

外部有識者による点検の実施に当たっては、毎年7月を目途に点検のための外部有識者会合を開催するものとし、その議事概要及び資料は、事後に公表するものとする。

外部有識者点検対象事業の選定及び外部有識者からの点検結果の聴取に係る作業は、復興庁予算・会計班において行う。

(2) 公開プロセスの実施

チームは、外部有識者点検対象事業のうち、公開の場で外部の視点による検証を行うことが有効と判断されるもの(以下「公開プロセス対象事業」という。)について、幅広い候補事業を外部有識者会合に示し、外部有識者の理解を得て絞り込みを行い、毎年6月上旬～6月中旬を目途に公開プロセスを実施することとする。一括計上事業については、関係府省の協力を得て公開プロセスを実施することとする。

公開プロセスに参加する外部有識者は6名とし、復興庁が(1)で指名した外部有識者3名及び事務局が指名した外部有識者3名とする。

公開プロセス対象事業の選定及び公開プロセスの実施に係る作業は、復興庁予算・会計班において行う。

(3) チームによる点検

チームは毎年8月を目途に、レビュー対象事業、新規開始事業及び新規要求事業について点検を行い、点検結果を所見としてレビューシートの所定の欄に記入する

ものとする。

点検及び所見の作成に係る作業は復興庁予算・会計班において行い、統括官による確認を経て所見のとりまとめを行う。

3. 概算要求等への反映

復興庁は、チームの所見を次年度予算の概算要求や予算執行に的確に反映させるものとする。チーム所見の概算要求等への反映状況について、レビューシートの所定の欄に記述するものとする。

概算要求等への反映が適切に行われているかについて、復興庁予算・会計班において点検を行う。

4. 点検結果の公表

チームの所見等を記入した最終的なレビューシート及びチームの所見の概算要求への反映状況については、事務局が示す方法により、それぞれ次に掲げる期限までにホームページにおいて公表するものとする。

- ① レビュー対象事業及び新規開始事業のレビューシート 次年度予算概算要求の提出期限
- ② チームの所見の概算要求への反映状況 次年度予算概算要求の提出期限の1週間後
- ③ 新規要求事業のレビューシート 次年度予算概算要求の提出期限の2週間後
概算要求への反映状況のとりまとめに係る作業は復興庁予算・会計班において行い、統括官による確認を経て公表を行う。

IV. 基金の点検等

1. 「基金シート」、「公益法人等に造成された基金の執行状況一覧表」及び「地方公共団体等保有基金執行状況表」の作成

(1) 作成対象となる基金の整理

チームは、毎年5月下旬を目途に、「基金シート」、「公益法人等に造成された基金の執行状況一覧表」及び「地方公共団体等保有基金執行状況表」の作成対象となる基金事業の単位を整理する。

(2) 「基金シート」等の作成及び公表

① 対象となる基金については、当該基金を所管する参事官等（以下「基金所管部局」という。）が、基金事業の単位ごとに事務局の示す様式に従って「基金シート」、「公益法人等に造成された基金の執行状況一覧表」及び「地方公共団体等保有基金執行状況表」を作成する。一括計上事業により造成された基金については、関係府省において当該基金を所管する局部課等が、「基金シート」、「公益法人等に造成された基金の執行状況一覧表」及び「地方公共団体等保有基金執行状況表」を作成し、復興庁予算・会計班においてとりまとめる。

② 「基金シート」の作成に当たっては、基金所管部局は、厳格な自己点検を実施し、その点検結果を記載する。適切な記入及び厳格な自己点検が行われているかに

ついて、復興庁予算・会計班において確認を行う。

- ③ 作成された「基金シート」等は、それぞれ次に掲げる期限を目途にホームページにおいて公表を行う。
 - i) 基金シートの中間公表 7月末
 - ii) 基金シートの最終公表 9月末
 - iii) 公益法人等に造成された基金の執行状況一覧表 9月末
 - iv) 地方公共団体等保有基金執行状況表 9月末

2. 「出資状況表」の作成

- (1) チームは、毎年5月下旬を目途に、作成対象となる国からの出資を整理する。
- (2) 対象となる出資については、国から出資を受けた法人等を所管する参事官等が、事務局の示す様式に従って「出資状況表」を作成する。
- (3) 作成された「出資状況表」については、9月末を目途にホームページにおいて公表を行う。

V. その他

1. 人事評価への反映

人事評価の実施に当たって、評価者等は、職員のレビューにおける取組や成果について、適切に評価に反映するものとする。

2. 政策評価との連携

レビューの実施に当たっては、事業単位の整理や点検などにおいて、政策評価との関連性に留意しながら行うものとする。

3. 計画の見直し

この計画は、進捗状況や他府省の取組を参考とし、必要に応じ、適時、所要の見直しを行うものとする。